

中川事務所新聞

第35号
発行所
行政書士中川事務所
兵庫県姫路市

トピックス

【会社法への対応】

5月1日から会社法が施行されました。現状の有限会社・株式会社が対応すべき方向性をまとめてみます。

【1】有限会社の場合

①これからも有限会社で行く

⇒原則として何もすることはありません。法律上は「特例有限会社」と呼ばれますが、日常的には今までどおり有限会社を名乗って差し支えありません。有限会社ならではのメリットをこれからも享受できます。

②株式会社になる

⇒株式会社への変更の手続とともに、有限会社を解散するための手続が必要です。手続の内容は新たに株式会社を作る手続とほぼ同じですが、資本金を積み増す義務はありません。定款を作り直し、登記も変更する必要があるため、手続費用がかかります。

今のところ私の周囲では、有限会社を株式会社に変更するという事例はほとんどありません。以前は株式会社の方が格上というイメージがあったようですが、資本金の最低額がなくなってからは、そういったイメージも薄れているようで、実態を重視する経営者が増えているようです。



【2】株式会社の場合

ほとんどの場合何もすることはありませんが、株主と役員構成によっては設計を変えた方がよい場合があります。代表的な例は次のとおりです。

①株主と役員が同じ人で、人数合わせのために名前だけの役員がいる場合

⇒名前だけの役員を排除し、監査役も省いた有限会社型の設計に変更する。この場合、取締役は1名のみでOK。

②外部の株主がいる場合

⇒取締役会の権限を強化するように変更する。会社の決め事は株主総会や取締役会で行いますが、できるだけ取締役会の権限を強化し、機動的な経営を実施するための変更が可能です。



【3】その他のチェックポイント

全ての会社には必ず「定款」というものがありますが、「会社法に対応する＝定款を変更する」ということです。自社定款で確認すべき箇所は例えば以下のような点です。

- ①公告方法
- ②相続による株式分散対策（新設）
- ③株券に関する事項
- ④その他株式に関する事項
- ⑤役員任期
- ⑥監査役権限 …等々

経営豆知識

【線引き小切手とは?】

普通の小切手は、その銀行支店の窓口を持って行けば直ぐに現金に換えてくれます。ところが、線引き小切手といって表面に二本の平行線を引いた小切手は、自分の取引銀行を通じて取立に回さないと現金になりません。しかも現金化までに数日かかってしまいます。

普通の小切手は誰にでも直ぐに支払うので、仮に拾ったものであったとしてもその場では分かりませんし、偽名を使って支払いを受けていけば、責任を追及することもできません。

しかし、線引き小切手の場合は、支払銀行は取引先か銀

行に対してしか支払うことができません。また銀行は取引先や銀行以外から線引き小切手を受け取ったり、取立委任を受けることができません。よって、支払先が直ぐに分かり、損害の回復が比較的簡単にできます。

なお、都合で直ぐに現金化したい時は、裏判といって、小切手の裏面に振出人欄と同じ印を押してもらえば、線引き小切手にもかかわらず、銀行は直ぐに支払ってくれます。



【公文書偽造等】

例えば、税務署の受付印を偽造して申告書に押印し、融資獲得や許可取得に利用した場合はどうなるのでしょうか?

当たり前の話ですがこれは犯罪で、刑法155条によると、一年以上10年以下の懲役となっています。罰金刑は規定されていないので、いきなり懲役刑に服することになります。

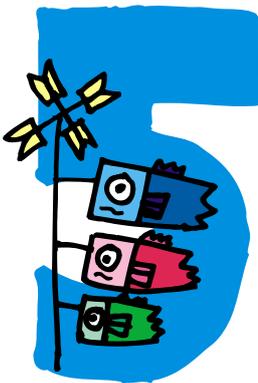
時々こういった事件を耳にするのですが、全く割に合わない犯罪なので、考えること自体やめておいたほうがいいでしょう。もっとも、この新聞読者にはそういった方々は皆無ですが。

あとがき

今月号は会社法対策に紙面を割きたかったので、いつもとは構成が変わっています。会社法関連はこれからも色々な話題が活発になると思われるので、随時提供していきます。

先月のこのコーナーで引越しのことを書きましたが、あれから一カ月が過ぎ、色々発見しました。中でも一番驚いたのが電気代の安さです。オール電化でガス代ゼロなので、トータル光熱費はかなり下がりました。深夜電力の効果は素晴らしい。

一方でここに来て再びガソリン代が高騰しています。私は市内はバイク、市外は車で移動していますが、これから益々バイクでの移動範囲が広がります。



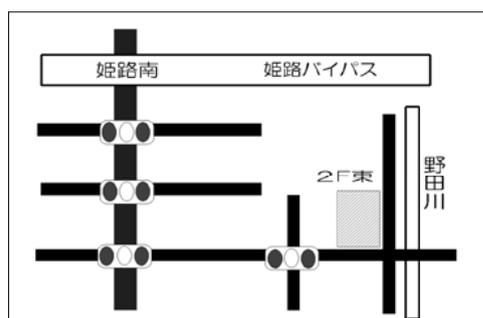
ワンストップ「経営・生活」サポーター

行政書士・中川法務会計事務所

法務会計事務所とは?

- ・ 予防法務 (問題が起こる前の対策)
- ・ 戦略会計 (経営に役立つ会計)
- ・ マネジメント (経営支援)

これらを駆使し、総合的にサポートする行政書士事務所です。



〒672-8043

姫路市飾磨区上野田2-1

田中ビル2階

TEL 079-243-1231

FAX 079-243-1233

nakagawa@assist-ltd.co.jp